

論点2 道州条例と市町村条例の関係について（討議資料）

道州条例が、市町村との役割分担や、市町村の事務の内容に関して規定することについては、考え方に幅がある。

このため、現在国法が詳細に規定しているような事項を広く自治立法に委ねる場合、国法に規定すべき事項以外の取扱として、次のような選択肢が考えられる。

ア 原則として道州条例に規定するという考え方

イ 執行基準や広域調整に係る事項等（の大枠）を道州条例に規定し、その他は道州・市町村が、事務の執行主体としてそれぞれの分担に応じて規定するという考え方

ウ 道州・市町村が、事務の執行主体としてそれぞれの分担に応じて規定するという考え方

【現行の国法の規定を素材にしたイメージの一例】

《主として市町村が具体の事務執行を担うと想定できる分野（例：義務教育）》

現行国法の規定		
例) 国民はひとしく能力に応じた教育を受ける機会を与えられること(教育基本法4)など	例) 小学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員を設置すること(学校教育法28)など	例) 小学校に教務主任、学年主任を設置すること(学校教育法施行規則22の3)など
アの考え方		
国法に規定	道州条例に規定	
イの考え方		
国法に規定	道州条例に規定	市町村立学校について市町村条例に規定
ウの考え方		
国法に規定	市町村立学校について市町村条例に規定	

《道州・市町村が事務を分担すると想定できる分野（例：道路行政）》

現行国法の規定		
例) 道路の構造の原則(通常の影響に対する安全性、安全円滑な交通を確保等)に関する規定(道路法29)など	例) 地方部で計画交通量4,000台/日以上平地部の都道府県道の場合の車線の数・幅は、計画交通量9,000台/日以下で2車線、幅3.25m 事情により±0.25m であること(道路構造令5)など	例) 違法放置物件の保管・売却等の手続(公示事項、公示の方法、その他)に関する規定(道路法施行令19の5~19の10) など
アの考え方		
国法に規定	道州条例に規定	
イの考え方		
国法に規定	道州条例に規定	担当する道路について道州・市町村がそれぞれ規定
ウの考え方		
国法に規定	担当する道路について道州・市町村がそれぞれ規定	